

今年も〇× &
3択!

税金クイズ

第5弾

公益社団法人北沢法人会

飯野光彦会長へ

目 次

まえがき

第1章 税金雑学(制度・歴史・その他)..... 1

第2章 所得税関係..... 71

第3章 相続税・贈与税関係..... 77

第4章 消費税関係..... 91

第1章 税金雑学(制度・歴史・その他)

Q1-1

日本の租税について記述のある初めての文献はつぎのうちどれでしょう？

- ① 日本三大実録(10世紀)
- ② 魏志倭人伝(3世紀)
- ③ 日本書紀(8世紀)

Q1-1

(答え) ② 魏志倭人伝

【解説】

魏志倭人伝の中には「収祖賦邸閣」(税を納め、納めた税を入れる倉庫)もあるという記述があります。

Q1-2

江戸時代の年貢は現物で納めるのが基本でした。その現物は「年貢米」などと呼ばれていました。年貢米の「米」とは、次のうち、どの状態の米を指すのでしょうか？

- ① 粳(もみ)
- ② 玄米
- ③ 白米

Q1-2

【答え】 ② 玄米

【解説】

年貢は玄米で納入することが基本でした。年貢に限らず、江戸時代の「米」という言葉は玄米を指します。

庶民が領主に年貢として納める米も、庶民が商品として出荷する米も、脱穀して粳摺り（もみすり）をした玄米の状態の米を指します。

Q1-3

江戸時代、日本に実際にあった税は次のうちどれでしょうか？

- ① 犬税
- ② 馬税
- ③ うさぎ税

Q1-3

【答え】 ① 犬税

【解説】

江戸時代の5代将軍 犬将軍と呼ばれた 徳川綱吉は野犬などを保護するためにたくさんのお金が必要になったので、犬を飼っている人から1頭いくら、という形で税金をかけていました。

馬税は、明治6年～明治7年、馬1頭につき1年間で3円（現在の価値で3万円くらい）、商売用の馬だとその半額を税金として課していました。

うさぎ税は、明治時代に外国から輸入した珍しいうさぎがブームとなり、高い値段で売り買いされていたため、明治6年に、その値段を下げるため、うさぎ1羽につき毎月1円（現在の価値で1万円くらい）の税金を課していました。

Q1-4

日本で消費税がはじまったのは、なに
時代でしょうか？

- ① 平安時代
- ② 明治時代
- ③ 平成時代

Q1-4

【答え】 ③ 平成時代

【解説】

平成元年4月に消費税法が施行されました。最初の税率は3%でしたが、平成9年からは5%、平成26年からは8%、令和元年10月からは10%に引き上げられました。

ちなみに、消費税10%のうち、7.8%は国の税金で、2.2%は地方の税金として使われています。

また、令和元年の引上げに伴い軽減税率制度が実施されています。

Q1-5

次のうち、税金を使って建てられたものは、どれでしょう？

- ① コンビニ
- ② 銀行
- ③ 消防署

Q1-5

【答え】 ③ 消防署

【解説】

「公共の施設」は税金でつくられています。他にも、警察署、公立学校、信号機や横断歩道なども税金でつくられています。ちなみに、消防ポンプ車は1台で1,300万円以上、高層建築物用はしご車は1台で約1億6,000万円するそうです。

Q1-6

むかし、フランスに本当にあった税はどれでしたか？

- ① へび税
- ② かえる税
- ③ とかげ税

Q1-6

【答え】 ② かえる税

【解説】

中世のフランスで、堀のかえるがケロケロ鳴いて領主の睡眠を妨げるので、領民が毎晩交代で水面をたたき、かえるが鳴くのを止めさせる役目がありました。その役目をする事、または役目の代わりにお金を納めることが「かえる税」でした。

Q1-7

明治時代の日本に本当にあった税はどれでしょうか？

- ① うさぎ税
- ② たぬき税
- ③ きつね税

Q1-7

【答え】 ① うさぎ税

【解説】

明治時代、外国から輸入した珍しいうさぎがブームとなり、高い値段で売り買いされていたため、明治6年に、その値段を下げるため、うさぎ1羽につき毎月1円（現在の価値で1万円くらい）の税金を課していました。

Q1-8

むかし、ヨーロッパのトランプで、[スペードのA]のカードが持っていた特別な意味とは何でしょうか？

- ① 豊作を願うお守り
- ② このカードを引いたら税金が免除された
- ③ 税金を納めた証明書

Q1-8

【答え】 ③ 税金を納めた証明書

【解説】

18世紀のイングランドでは、トランプ1セットごとに税金がかけられ、納税済みのトランプには「スペードのA」のカードに証明印を押しました。

その後、証明印の偽造防止のために、どんどん複雑で美しいデザインに変わっていきました。

現在のトランプでも「スペードのA」が美しくデザインされているのは、その頃の名残となっています。

Q1-9

今の日本で、本当にある税金はどれでしょうか？

- ① あん税
- ② とん税
- ③ びん税

Q1-9

【答え】 ② とん税

【解説】

とん税とは、外国の貿易船が日本の港に入港したときに、その外国貿易船にかけられる日本の国税です。船の大きさ（総トン数）によって、「1トンあたり何円」という形で税額が決められています。

Q1-10

中世ヨーロッパでは家の××の大き
さで税金をかけていたそうです。××は
なんでしょう？

- ① 間口
- ② 窓枠
- ③ 煙突

Q1-10

【答え】 ② 窓枠

【解説】

中世ヨーロッパでは、役人が建物の外から、窓枠の数を数えて税金の額を決めていたため、税金を少なくするために窓を中庭側に作ったり、逆に財力を示すために窓枠を細かく増やしたりしていました。

Q1-11

足利義満は金閣寺を造る財源として、
どんな税金を課したでしょうか？

- ① 馬税
- ② 塩税
- ③ 酒税

Q1-11

【答え】 ③ 酒税

【解説】

足利幕府は酒に対して「つぼガリ」という税金を作りました。
これが酒税の始まりといわれています。

Q1-12

買い物をしてお店に支払った消費税はその後どうなるのでしょうか？

- ① お店の収入となる
- ② お店は税務署に納付する
- ③ お店は区役所に納付する

Q1-12

【答え】 ② お店は税務署に納付する

【解説】

お店は消費者から預かった消費税をとりまとめて税務署に納めています。税金を負担した消費者ではなく、それを預かったお店が間接的に納める形の税金を「間接税」といいます。

Q1-13

テレビの中ではちびっ子タレントが活躍
していますが、未成年者が稼いだ収入
には、所得税が課税されるでしょうか？

- ① 課税される
- ② 課税されない

Q1-13

【答え】 ① 課税される

【解説】

未成年者であっても、収入が一定以上であれば、所得税が課税されます。

Q1-14

持っていても税金がかからないのは、どれでしょうか？

- ① 自動車
- ② 原動機付自転車
- ③ 自転車

Q1-14

【答え】 ③ 自転車

【解説】

自動車や原動機付自転車（原付バイク）は毎年4月1日現在において所有する者にかかる税金として、自動車税や軽自動車税（いずれも地方税）があります。

Q1-15

大人が大好きな次のもののうち、消費税以外の税金がかかるものは、どれでしょうか？

- ① 枝豆
- ② ビール
- ③ おさしみ

Q1-15

【答え】 ② ビール

【解説】

アルコール度数 1%以上の飲料に対しては、酒税が課されています。

Q1-16

次のうち税金から建てられたものは何
でしょうか？

- ① 学校
- ② コンビニ
- ③ 映画館

Q1-16

【答え】 ① 学校

【解説】

机や教科書などにも税金が使われています。

Q1-17

次のうち、地図で表している税務署の
記号はどれでしょうか？



Q1-17

【答え】 ① 

【解説】

税務署の地図記号はそろばんの玉の形を表しています。
ちなみに、②は警察署（警察官が持っている警棒を交差させた形を表しています）、③は裁判所（むかし裁判所が裁判の内容などを立て札を立てて知らせていたことから、立て札の形を表しています）の地図記号となっています。

Q1-18

国の歳入(収入)のうち、税金の占める

割合はおよそ何割でしょうか？

① 3割

② 6割

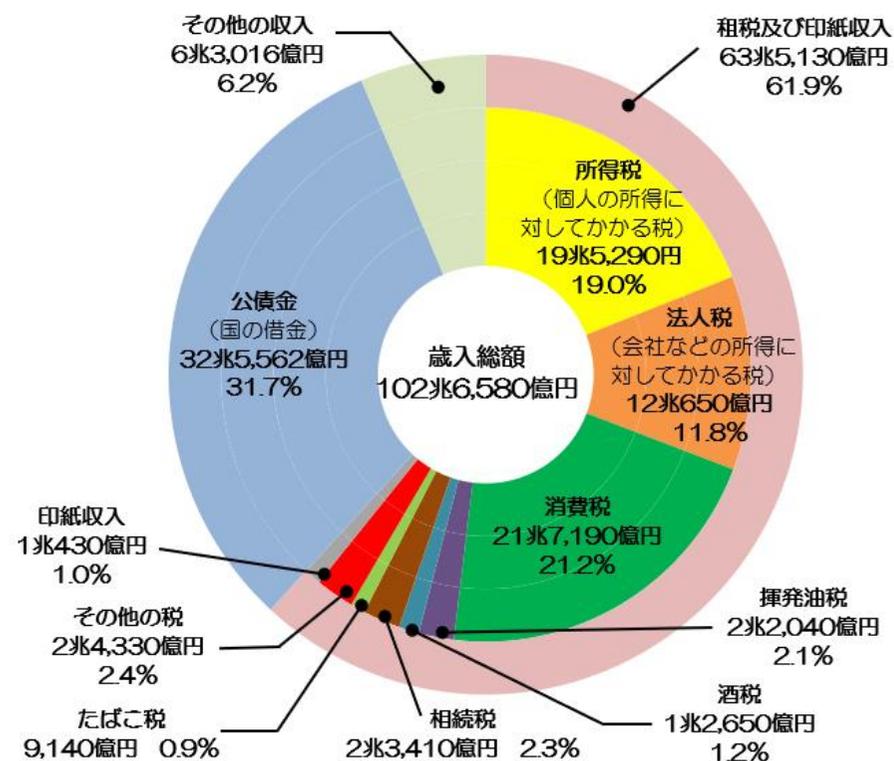
③ 9割

Q1-18

【答え】 ② 6割

【解説】

国の一般会計歳入額（令和2年度当初予算）の内訳は図のとおりで、歳入総額約102兆円のうち、租税及び印紙収入は約63兆円で、歳入の約6割を占めています。



Q1-19

国や地方公共団体が負担している中学生1人当たりの教育費は、1か月でいくらでしょうか？

- ① 約15,000円
- ② 約43,500円
- ③ 約84,600円

Q1-19

【答え】 ③ 84,600円

【解説】

公立学校の児童・生徒1人当たり年間教育費の税金での負担額（平成28年度）次のとおりとなっています。

小学生 約876,000円/年間 1か月当たり 約73,000円
中学生 約1,015,000円/年間 1か月当たり 約84,600円
高校生 約985,000円/年間 1か月当たり 約82,100円

義務教育9年間でかかる費用

小学生 約876,000円×6年間＝約5,256,000円
中学生 約1,015,000円×3年間＝約3,045,000円
合計 約8,301,000円

Q1-20

令和元年度の国の一般会計予算の額は101兆円ですが、このうち借金の額はおよそいくらでしょうか？

- ① 約13兆円(13%)
- ② 約23兆円(23%)
- ③ 約33兆円(32%)

Q1-20

【答え】 ③ 約33兆円(32%)

【解説】

令和元年度の国の当初予算における公債金収入は約33兆円で、一般会計歳出総額約101兆円の32.2%を占めています。

Q1-21

国は毎年、借金を重ねて(国債の発行)きているため、国の借金の残高(国債発行残高)は年々増えています。

令和元年度当初予算ベースで、令和元年度末には、いくらくらいになると見込まれるでしょうか?(カッコ内は、国民一人当たりの残高)。

- ① 約697兆円(554万円)**
- ② 約797兆円(634万円)**
- ③ 約897兆円(711万円)**

Q1-21

【答え】 ③ 約897兆円(711万円)

【解説】

令和元年度末の国債発行残高は約897兆円で、日本人の人口総数(約1億2,623万人)で割りますと、国民1人当たり711万円となります。

Q1-22

国及び地方公共団体の財政を賄う財源の大部分は、国民が負担する税金です。この税金の負担額を国民所得額で割ったものが、租税負担率です。

日本の租税負担率は、令和元年度(当初予算ベース)でいくぐらいでしょうか？

(参考) アメリカ 24.7%、イギリス 36.3%、ドイツ 31.2%、フランス 40.8%

- ① 約15%
- ② 約25%
- ③ 約35%

Q1-22

【答え】 ② 約25%

【解説】

令和元年度の当初予算ベースでの日本の租税負担率〔(国税+地方税) / 国民所得〕は 25.4%で、欧州諸国に比べて低い水準にあります。

Q1-23

国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率を合わせたものを国民負担率といい、租税負担などが重いか軽いかを判断する目安となります。

令和元年度(当初予算ベース)の日本の国民負担率は、どのくらいでしょうか？

(参考) アメリカ 33.1%、イギリス 46.9%、ドイツ 53.4%、フランス 67.2%

- ① 約42.8%
- ② 約52.8%
- ③ 約62.8%

Q1-23

【答え】 ① 約42.8%

【解説】

令和元年度当初予算ベースでの日本の国民負担率は 42.8% (租税負担率 25.4%、社会保障負担率 17.4%) で、欧州諸国に比べて低い水準にあります。

Q1-24

令和元年度の国の一般会計予算における租税及び印紙収入の額は、約62兆円です。このうち消費税収入(国の7.8%分)は、いくら見込まれているでしょうか？

- ① 約9兆円
- ② 約19兆円
- ③ 約29兆円

Q1-24

【答え】 ② 約19兆円

【解説】

令和元年度の当初予算における消費税の収入額は、19兆3,920億円となっています。この金額は、国の消費税7.8%分の収入額ですから、消費税率1%当たりの税収は約2兆4,900億円ということになります。

Q1-25

税金は大きく分けると、働いて得たお金などから納める**直接税**(例:所得税や法人税)と品物やサービスの代金に含まれて負担する**間接税**(例:消費税や酒税)に分かれます。

次の税金のうち**直接税**はどれでしょうか？

- ① 揮発油税
- ② たばこ税
- ③ 贈与税

Q1-25

【答え】 ③ 贈与税

【解説】

「直接税」は、税を納める人と負担する人が同じものをいい、「間接税」は、税金を納める人と負担する人が異なるものをいいます。

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を基に課される税金で、贈与を受けた者が、申告をして納める直接税となります。

Q1-26

消費税の税率は令和元年10月1日から10%に引き上げられましたが、ヨーロッパ主要国の中で付加価値税の税率が最も高い国は何%でしょうか？

- ① 23%
- ② 25%
- ③ 27%

Q1-26

【答え】 ③ 27%

【解説】

ヨーロッパ主要国の中で付加価値税の税率が一番高いのは、ハンガリーの27%、次いでデンマーク、スウェーデン、ノルウェー、クロアチアの25%となっています。

Q1-27

食料品を軽減税率の対象としている国でも、高級な食材などは標準税率の対象としています。

フランスでは、次のうち標準税率の対象になっているのはどれでしょうか？

- ① キャビア
- ② フォアグラ
- ③ トリュフ

Q1-27

【答え】 ① キャビア

【解説】

フランスでは、キャビア・フォアグラ・トリュフを3大珍味とっているのですが、キャビアは輸入品なので税率 20%、フォアグラとトリュフはフランスの産品ですので、農業・畜産業振興のために軽減税率（5.5%）としています。

Q1-28

夫婦子2人の給与所得者で給与収入
700万円の場合の所得税・住民税を、
日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フラ
ンスで比べると、日本はどのような地
位にあるでしょうか？

- ① 低い方
- ② 中ほど
- ③ 高い方

Q1-28

【答え】 ① 低い方

【解説】

給与収入 700 万円の場合の所得税等の税額は、日本 39.2 万円、アメリカ 35.7 万円、イギリス 11.6 万円、ドイツ 86.4 万円、フランス 70.9 万円となり、日本は欧州諸国に比べておおむね低い金額となっています。

Q1-29

日本の法人所得に対する実効税率(国税・地方税)は、平成30年度で29.74%です。

これは、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと比べると、日本はどのような地位にあるでしょうか？

- ① 低い方
- ② 中ほど
- ③ 高い方

Q1-29

【答え】 ② 中ほど

【解説】

法人課税の実効税率は、日本 29.74%、イギリス 19.0%、ドイツ 29.83%、フランス 33.33%となり、日本の税率は、フランスよりは低い水準ですが、アメリカ、イギリスより高い水準にあり、ドイツとは同程度の水準となっています。

Q1-30

マイナンバーカードはレンタルショップや
スポーツクラブなどで身分証明書とし
て使えるでしょうか？

- ① ○ 使える
- ② × 使えない

Q1-30

【答え】 ① ○ 使える

【解説】

マイナンバーカードは顔写真付きとなっています。公的な身分証明書として使えます。

また、マイナンバーの提示と身分確認がこのカード1枚でできます。

Q1-31

マイナンバーカードがあれば、コンビニで住民票の写しを取得できるなど便利なサービスを利用できるようになる？

- ① ○ 利用できる
- ② × 利用できない

Q1-31

【答え】 ① ○ 利用できる

【解説】

マイナンバーカードをコンビニのコピー機にかざして利用することができます。そのサービスに対応できる市区町村は順次増えている状況となっています。

なお、世田谷区では住民票の写しのほか、印鑑登録証明、戸籍（附票は×）などの証明書が発行可能となっています。

ちなみに、利用できるコンビニはセブンイレブンやローソン、ファミリーマート、ミニストップなどのほか、多数のコンビニで利用可能となっています。

Q1-32

子育てなどの手続きがオンラインでできるマイナーポータルにログインするためにはマイナンバーが必要？

- ① ○ 必要
- ② × 必要ではない

Q1-32

【答え】 ① ○ 必要

【解説】

マイナーポータルはマイナンバーカードを使ってログインします。

児童手当や保育所入所のオンライン申請ができるなどのサービスが受けられます。

Q1-33

あなたのマイナンバーカードを拾った人があなたになりすますことはできる？

- ① ○ できる
- ② × できない

Q1-33

【答え】 ② × できない

【解説】

マイナンバーカードには、さまざまなセキュリティ対策が施されているので、簡単にはなりすますことはできません。

Q1-34

マイナンバーカードを使うと、他人にあ
なたの貯金額が知られてしまう？

① ○

② ×

Q1-34

【答え】 ② ×

【解説】

マイナンバーカードのICチップには税や年金、貯金額などのプライバシー性の高い個人情報は記録されていません。カードを利用しても、個人情報は蓄積されません。

Q1-32

マイナンバーカードがあれば、コンビニで住民票の写しを取得できるなど便利なサービスを利用できるようになる？

- ① ○ 利用できる
- ② × 利用できない

Q1-32

【答え】 ① ○ 利用できる

【解説】

マイナンバーカードをコンビニのコピー機にかざして利用することができます。そのサービスに対応できる市区町村は順次増えている状況となっています。

なお、世田谷区では住民票の写しのほか、印鑑登録証明、戸籍（附票は×）などの証明書が発行可能となっています。

ちなみに、利用できるコンビニはセブンイレブンやローソン、ファミリーマート、ミニストップなどのほか、多数のコンビニで利用可能となっています。

第2章 所得税関係

Q2-1

所得税は、所得金額から様々な諸控除(社会保険料控除や扶養控除など)の控除額を引いて課税所得金額を計算します。

令和2年分の所得税の計算において、全ての方に適用される基礎控除の控除額はいくらでしょうか？

- ① 280,000円
- ② 380,000円
- ③ 480,000円

Q2-1

【答え】 ③ 480,000円

【解説】

平成30年度の税制改正において、令和2年分の所得税から、基礎控除の控除額を10万円引き上げられ、従来の38万円から48万円となりました。

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げることとされました。

また、この基礎控除額には、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたこと等を踏まえ、合計所得金額2,400万円超で控除額が天元を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとされました。

Q2-2

サラリーマンなど給与所得は、事業所得などのように必要経費を差し引くことができない代わりに所得税法で定めた給与所得控除額を給与収入の金額に応じて差し引きます。

令和2年分の所得税の計算において、給与所得控除額の最低金額はいくらでしょうか？

- ① 550,000円
- ② 650,000円
- ③ 750,000円

Q2-2

【答え】 ① 550,000円

【解説】

平成30年度の税制改正において、令和2年分の所得税から、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げることとされました。

従来は給与所得控除額の最低金額は65万円でしたが、令和2年分からは、10万円引き下げられ、55万円となりました。

Q2-3

令和2年分の所得税の計算において、
合計所得金額が2,500万円の方の
場合、基礎控除の控除額はいくらでし
ょうか？

- ① 480,000円
- ② 320,000円
- ③ 160,000円

Q2-3

【答え】 ③ 160,000円

【解説】

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、平成30年度の税制改正により、令和2年分の所得税から、この基礎控除額には、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたこと等を踏まえ、下の※表のとおり、合計所得金額2,400万円超で控除額が遡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとされました。

※ 令和2年分以降の基礎控除については、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

第3章 相続税・贈与税関係

Q3-1

相続税を計算する場合、「法定相続分」は重要な計算要素となっています。

では、相続人が配偶者と子2人の場合、配偶者の法定相続分は、次のうちどれでしょうか？

- ① 3分の1
- ② 2分の1
- ③ 全部

Q3-1

【答え】 ② 2分の1

【解説】

子及び配偶者が相続人であるときの相続分は、子が2分の1、配偶者が2分の1となります（民900一）。また、子が数人あるときは、その相続分は等しいものとなります（民900四）。

Q3-2

相続税を計算する場合、「法定相続分」は重要な計算要素となっています。
では、相続人が配偶者と被相続人の兄弟姉妹2人の場合、配偶者の法定相続分は、次のうちどれでしょうか？

- ① 2分の1
- ② 3分の2
- ③ 4分の3

Q3-2

【答え】 ③ 4分の3

【解説】

兄弟姉妹及び配偶者が相続人であるときの相続分は、兄弟姉妹が4分の1、配偶者が4分の3となっています(民900三)。また、兄弟姉妹が数人あるときは、その相続分は等しいものとなります(民900四)。

Q3-3

相続税を計算する場合、「法定相続分」は重要な計算要素となっています。
では、相続人が配偶者と孫2人の場合、配偶者の法定相続分は、次のうちどれでしょうか？

- ① 3分の1
- ② 2分の1
- ③ 全部

Q3-3

【答え】 ② 2分の1

【解説】

子及び配偶者が相続人であるときの相続分は、子が2分の1、配偶者が2分の1（民900一）。

子が数人あるときは、その相続分は等しいものとなります（民900四）。

代襲相続人（孫等）の相続分は、被代襲相続人（相続人となるべきであった者）が受けるべきであった相続分と同じとなります。ただし、代襲相続人が数人あるときは、均等に相続します（民901①）。

本問の場合、配偶者は1/2、孫1は1/4、孫2は1/4となります。

Q3-4

相続税は、被相続人から、相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金ですが、この相続税はいつ頃にできたでしょう？

- ① 江戸時代の終わり頃
(嘉永 7 年(1854年))
- ② 明治時代の終わり頃
(明治 38 年(1905年))
- ③ 昭和時代の終戦以後
(昭和 25 年(1950年))

Q3-4

【答え】 ② 明治時代の終わり頃

【解説】

相続税は、日露戦争の戦費調達を目的として、開戦の翌年、1906 年（明治 38 年）に創設されました。

Q3-5

どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか？

- ① 相続などによって財産を取得した人は、全員申告をする
- ② 相続税が発生する場合に申告する必要がある
- ③ 相続財産が一定の金額を超える場合に申告する必要がある

Q3-5

【答え】 ③ 相続財産が一定の金額を超える場合に申告する必要がある

【解説】

被相続人から相続、遺贈などによって財産の課税価格が基礎控除額を超える場合、相続税の申告をする必要があります。基礎控除額は、3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)の算式で計算した金額となります。

Q3-6

被相続人から相続などにより財産を取得した人は、相続開始前の3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合は、相続財産に含めて申告しなければならない？○か×か。

① ○

② ×

Q3-6

【答え】 ① ○

【解説】

相続開始前3年以内に被相続人から贈与によって取得した財産についても、相続税がかかる財産に含まれます。

Q3-7

被相続人に借金などの債務や葬式にかかった費用は、相続財産から差し引くことができますが、次のうち、差し引くことができないものは、どれでしょう？

- ① お通夜に要した費用
- ② 香典返し費用
- ③ 葬儀代

Q3-7

【答え】 ② 香典返し費用

【解説】

被相続人の葬式に際して相続人が負担した費用は、相続財産の価額から差し引かれます。葬式費用とは①お寺などへの支払、②葬儀社、タクシー会社などへの支払、③お通夜に要した費用などです。

墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

第4章 消費税関係

Q4-1

軽減税率の対象品目は次のうちどちら
でしょうか？

- ① 飲食料品(酒類を含む)と週1回以上発行される新聞。
- ② 飲食料品(酒類を除く)と週2回以上発行される新聞。

Q4-1

【答え】 ② 飲食料品(酒類を除く)と
週2回以上発行される新聞。

【解説】

軽減税率の対象となるのは、次のものです。

- ・「酒類・外食を除く飲食料品」
- ・「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」

Q4-2

飲食店が「持ち帰り販売」と「店内飲食」を行っている場合、飲食店が行っているものであるから、いずれも役務の提供として標準税率が適用される。○か×か。

① ○

② ×

Q4-2

【答え】 ② ×

【解説】

いわゆる「テイクアウト」や「持ち帰り販売」は、テーブル、椅子等の飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率の対象となります。

Q4-3

社員食堂は、利用者が社員に限られており、「食事の提供」に該当しないため、軽減税率の対象となる。○か×か。

① ○

② ×

Q4-3

【答え】 ② ×

【解説】

会社内の社員食堂で提供する食事も、飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の対象になりません。

(参考)

軽減税率の対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

Q4-4

「外食」や「ケータリング」は、軽減税率の対象となる。○か×か。

① ○

② ×

Q4-4

【答え】 ② ×

【解説】

「外食」や「ケータリング」は、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」には含まれません。

(参考)

- ・外食・・・食品衛生法施行令に規定する飲食店営業及び喫茶店営業並びにその他の飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う食事の提供
- ・ケータリング・・・相手方の指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供

Q4-5

軽減税率の対象となる紙の新聞とセットで電子版の新聞を販売している場合、電子版の新聞も軽減税率の対象となる。
○か×か。

① ○

② ×

Q4-5

【答え】 ② ×

【解説】

電子版の新聞は、「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しません。軽減税率の適用対象となる「紙の新聞」の対価と、「電子版の新聞」の対価を区分する必要があります。

Q4-6

軽減税率の対象となるのはどちらか。

- ① 「医薬部外品」と表示のある栄養ドリンク
- ② 「清涼飲料水」と表示のある栄養ドリンク

Q4-6

【答え】 ② 「清涼飲料水」と表示のある栄養ドリンク

【解説】

①軽減税率の対象となる「飲食物品」とは、食品表示法に規定する「食品」(※)

(※) 酒税法に規定する酒類を除きます。

②食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物
ただし、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除きます。

Q4-7

畜産業者が生きている肉用牛を販売した場合、軽減税率の対象となる。○か×か。

① ○

② ×

Q4-7

【答え】 ② ×

【解説】

肉用牛や食用豚等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、軽減税率の対象となりません。

(参考)

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

Q4-8

屋台のおでん屋やラーメン屋、フードイベント等での飲食料品の提供は、軽減税率の対象とならない。○か×か。

① ○

② ×

Q4-8

【答え】 ① ○

【解説】

屋台のおでん屋やラーメン屋、フードイベント等で、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させている場合は、軽減税率の対象となりません。

(参考)

① 飲食設備は、飲食のための専用の設備である必要はありません。

② 飲食料品の提供者と飲食設備の設置・管理者が異なっても、両者間に飲食設備を顧客に利用させる合意等がある場合は、「飲食設備」に該当します。